

## 蕨市子ども・子育て支援事業計画（案）の概要

### 【計画策定の根拠と蕨市における本計画の位置づけ】

- ・子ども・子育て支援法 第61条
- ・本市においては、「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンを上位計画とした市の子ども・子育て分野の個別計画として位置付けるとともに、平成22年3月に策定された「蕨市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の後継計画とする。

#### 【参考】子ども子育て支援法第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### 【計画期間と主な内容】

- ・計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とする。
- ・5年間の計画期間における、幼児期の学校教育・保育（認定こども園、幼稚園、保育園）、地域子ども・子育て支援事業についての「量の見込み」（現在の利用状況+利用希望）と「確保方策」（確保の内容+実施時期）を記載する。

### 【基本理念と基本方針、基本目標】

基本理念：“子どもたちの未来輝く、日本一のコンパクトシティ蕨”

基本方針と基本目標：

基本方針① “安心して子どもを生き育てることができるまち”

基本目標① “子育て家庭への幅広い支援”

基本目標② “安心して働ける子育て支援”

基本方針② “ひとりひとりの子どもたちが健やかに育つことができるまち”

基本目標③ “子どもの健全な心身の発達の支援”

基本目標④ “確かな成長を実現する教育と次世代育成”

基本方針③ “地域ぐるみで子育てを応援するまち”

基本目標⑤ “子育て家庭が安全・安心に生活できる環境づくり”

基本目標⑥ “子どもの健やかな成長を促す地域力の向上”

### 【計画の構成】

- 第1章 計画の概要
- 第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状
- 第3章 蕨市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価
- 第4章 計画の基本理念と基本的な考え方
- 第5章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策
- 第6章 子育てに関する総合的な施策の展開
- 第7章 計画の推進体制と進捗管理

## 【量の見込みと提供体制（抜粋）】

○幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3歳～5歳児）

（単位：人）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 見込みの量	幼稚園・認定子ども園	1,007	1,006	993	989	979
	特定教育・保育施設	—	—	—	—	—
② 確保の方策	確認を受けない幼稚園	1,015	1,015	1,015	1,015	1,015
	②-①	8	9	22	26	36

○保育園など（2号認定、3歳～5歳児）

（単位：人）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 見込みの量	2号認定	499	499	493	491	486
	保育園	619	670	670	670	670
② 確保の方策	地域型保育	—	—	—	—	—
	②-①	120	171	177	179	184

○保育園など（3号認定、0歳～2歳児）

（単位：人）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 見込みの量	3号認定（0歳）	129	136	143	150	157
	3号認定（1、2歳）	391	404	419	433	446
	合計	520	540	562	583	603
② 確保の方策	保育園	369	423	423	423	423
	特定地域型保育	0	69	139	166	193
	合計	369	492	562	589	616
②-①		△151	△48	0	6	13

※平成27～28年度の確保方策の数値が、量の見込みに対してマイナスとなっているのは特定地域型保育へ移行する前の家庭保育室が含まれていないため

## 【計画の策定体制】

○ニーズ調査：量の見込み算定のため実施

- ・就学前児童保護者調査（無作為抽出によるサンプル調査）  
調査票配布1,200件 有効回収551件（回収率45.9%）
- ・留守家庭児童指導室入室児童保護者調査（利用世帯の全数調査）  
調査票配布378件 有効回収185件（回収率48.9%）

○蕨市子ども・子育て会議：子ども・子育て支援法に基づき市が設置する審議会

- ・現在までに計5回開催 計画案等について審議

○パブリック・コメント：2月9日～3月2日（実施中）